

市町から寄せられた主な意見

章	節	項目	意見	対応案
第1章		定義 〔防災〕	<p>自主防災組織の役割を見た場合、防災意識の高揚、各種訓練の実施、避難方法の把握等ソフト面に関するものであるが、定義に記載される防災は、市町、県の役割に定義されるソフト・ハード面を含めた防災と同意義の定義が自主防災組織においても使用される。このことは、役割分担を県民、行政に分け実施していく条例として適当ではない。</p> <p>自主防災組織が行う防災、県民が行う防災、市町が行う防災、県が行う防災というように、各主体が行う防災を定義すべきと思慮する。(現行では、自主防災組織が行う防災の定義が十分読み取れない。)</p>	「防災対策」→「防災活動」に修正 (「自主防災組織の手引き」の定義を引用)
第2章	第3節	災害時要援護者の支援等	<p>家具の転倒防止について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「自主防災組織は、県及び市町の施策に協力するよう努める。」といった表現が適当であると思慮する。 ・具体的に、自主防災組織にどのような行動を求めているのか。 	例示を削除 → 「～災害時要援護者が <u>行う</u> 災害予防対策の支援～」
第2章	第4節	自主防災組織への支援	「自主防災組織の中心となって活動している者」とは、客観的にどう判断して、その者に対して具体的にどのような支援をするのか。前段の組織への支援で足りることではないのか。	第1項のみとし、その中に配慮事項として、人材の育成、確保を記載 → 「～この場合において、～の育成及び確保について特に配慮するものとする。」
第2章	第4節	情報収集体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・7行目「<u>入手手段の整備</u>」を「<u>入手手段を</u>整備」に改める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・指摘のとおり修正
第2章	第4節	災害情報の提供等	<p>災害予測を示した地図について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害予測を示した地図」とは、どのような地図か。 ・第1章で規定された定義における「災害」の予測を示した地図であれば、豪雨や豪雪等の予測を示した地図はどのようにして作成するのか。 ・「災害予測を示した地図」が河川の浸水想定区域図や土砂災害警戒区域等を指すのであれば、これは、市町ではなく、県等が作成するものである。 	次のとおり修正 → 「～ <u>災害想定区域や避難場所、避難路等災害に関する総合的な資料を</u> 図面表示した地図(以下、「ハザードマップ」という。) <u>を作成し、住民に周知するよう努めるものとする。</u> 」
第2章	第4節	避難計画の作成等	<ul style="list-style-type: none"> ・現時点で、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」及び「土砂災害警戒避難マニュアル」の作成だけでも莫大な事務量が生じているのに、それに加えて、法的義務のない豪雨や豪雪などの避難計画まで作成しなければならないのか。 ・この規定を定め、市町に義務を課すのであれば、人的・予算的な県の措置を求める。 	本項目の規定については、すべて努力規定に修正(地域防災計画には、これに類する避難計画を市町が作成する義務を定める規定なし)

章	節	項目	意見	対応案
			<ul style="list-style-type: none"> ・具体的に市町への支援（措置）は考えているのか。 ・現行の記載では、避難計画の作成及び避難場所の運営基準の作成は市町の役割としている。 <p>協働の必要性が求められるようになった背景は、「自分たちの街は自分たちで創り、守る。」という意識の高揚と、社会の成熟化が進み、市民の価値観が多様化したことにより、行政サービスでは十分な対応ができなくなったためである。</p> <p>このような背景があるにもかかわらず、すべてを市町の責務とするのは、協働の体制を築いて行こうとする条例制定の趣旨にそぐわない。</p> <p>具体的には、「自主防災組織、施設管理者に避難計画、避難場所運営基準の作成に係る努力義務を付加した上で、県及び市町は、支援する。」と表現すべきと思慮する。</p>	
第2章	第4節	医療救護体制の整備	<p>「医療救護計画を作成し」の記述を削除する。 (理由)</p> <p>本市では、医療救護計画は、地区医師会と締結している「広島市地域防災計画に基づく災害時の医療救護活動に関する協定書」の中で、地区医師会が策定することとしており、市では作成していない。</p>	修正案 → 「医療救護計画を作成し、」を「地区医師会との連携のもとに」の後に移動
第3章	第1節	避難及び避難場所	<ul style="list-style-type: none"> ・「避難」と「避難場所」を並列で考えるのはおかしい。行動としての「避難」や「避難場所での生活」とするべきではないのか。 ・「防災地図」とは何か。定義がどこにも示されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・項目名を修正（修正案：「避難の実施」） ・ここでいう「防災地図」とは、市町が作成するハザードマップや自主防災組織において作成する地形等災害関連情報をもとにした地図であり、定義づけ等整理を行う。
第3章	第5節	市町への応援	<p>「県は、市町からの応援、応急措置の実施要請に対する速やかな対応するものとする。」を「県は、市町からの応援、応急措置の実施要請に対し速やかな対応を行うものとする。」に改める。</p>	指摘に沿って修正